

御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化し周辺に危害を及ぼす可能性がある空家の除却を推進し、市民の安全の確保及び住環境の向上を図ることを目的として、当該空家の除却工事に要する経費の一部に対し予算の範囲内において御坊市老朽危険空家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「老朽危険空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に存する建築物
- (2) 居住の用に供されなくなった日から1年以上経過している建築物
- (3) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていた建築物
- (4) 別表に定める建物の不良度の測定基準による各評点の合計が60点以上である建築物（各評点の合計が100点未満のものについては、耐震性能を有しないものに限る。）
- (5) 公共事業による移転、建替え等の補償契約を締結していない建築物
- (6) 御坊市住宅耐震改修事業補助金（現地建替）の交付を受けていない建築物

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、老朽危険空家について所有者として登記簿に記載され、若しくは固定資産税家屋台帳に登録されている者（法人を除く。）又はその法定相続人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金を受けて工事を行う場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け

た者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること。

(2) 市内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業業者（個人事業者を含む。）が請け負う工事であること。

(3) 老朽危険空家の全てを除却する工事であること。

(4) この補助金の交付決定後に契約し着手する工事であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、老朽危険空家の除却工事に要する費用とする。ただし、附帯する工作物の除却及びその処分費用、動産の移転等を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額のとおりとする。

(1) 別表に規定する判定基準に基づく評点が100点以上のもの 前条に規定する補助対象経費の総額又は、国土交通大臣が定める標準除却費に老朽危険空家の延べ床面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない金額に5分の4を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、80万円を上限とする。

(2) 別表に規定する判定基準に基づく評点が60点以上100点未満かつ、耐震診断の結果耐震性能が不十分なもの 前条に規定する補助対象経費の総額又は、国土交通大臣が定める標準除却費に老朽危険空家の延べ床面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない金額に23%を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、40万円を上限とする。

（老朽危険空家の認定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第2条及び第3条に規定する要件について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、御坊市老朽危険空家認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る建築物の位置図

(2) 申請に係る建築物の外観の写真及び周辺との関係が分かる工事施工前の写真

- (3) 申請に係る建築物の所有者又は法定相続人であることを証明するもの（登記事項証明書又は固定資産税評価証明書、戸籍謄本等）
- (4) 老朽危険空家除却事業の認定申請から補助金請求までに至る一切の権限を代理人に委任する場合、委任状（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による認定の申請に係る建築物が第2条各号のいずれにも該当すると認めるときは、御坊市老朽危険空家認定通知書（様式第4号）により認定申請者に通知する。

4 市長は、第2項の規定による認定の申請に係る建築物が第2条各号のいずれかに該当しないと認めるときは、御坊市老朽危険空家不認定通知書（様式第5号）により認定申請者に通知する。

5 市長は、認定申請者が当該申請に係る建築物を故意に破損させたと認めるときは、第1項の認定をしないものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第1項の認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 御坊市老朽危険空家認定通知書の写し
- (2) 事業実施計画書（様式第7号）
- (3) 位置図及び建物平面図（延床面積及び対象床面積が確認できるもの）
- (4) 除却に係る工事の見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (5) 除却工事施工者の建設業法第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録証の写し
- (6) 市税の完納証明書（市に納税義務がある場合）
- (7) 水道開閉栓等状況調査に係る同意書（様式第8号）
- (8) 認定を受けた老朽危険空家とその立地する土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（様式第9号）
- (9) 所有者又は法定相続人が複数いる場合は、代表者である宣誓書（様式第10号）
- (10) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するときは、御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書(様式第11号)により、補助金を交付しないときは、御坊市老朽危険空家除却事業補助金不交付決定通知書(様式第12号)により、交付申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

第11条 交付決定者は、第9条の規定による御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書を受けた後において、当該補助対象工事の変更をしようとする場合は、あらかじめ御坊市老朽危険空家除却事業補助金変更交付申請書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

- (1) 工事の変更内容等を明らかにする書類
- (2) 事業実施変更計画書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(変更の承認)

第12条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、御坊市老朽危険空家除却事業補助金変更交付決定通知書(様式第14号)により、交付決定者に通知するものとする。

(申請内容の中止)

第13条 交付決定者が、交付決定後に当該補助対象工事を中止しようとするときは、御坊市老朽危険空家除却事業中止届出書(様式第15号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(工事完了報告等)

第14条 交付決定者は、除却工事の完了後、速やかに御坊市老朽危険空家除却事業完了報告書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 除却に要した経費の支払を証する領収書の写し

- (3) 工事写真（竣工状況、工事中の分別解体等補助対象工事の内容が確認できるもの）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による写し
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（交付額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、御坊市老朽危険空家除却事業補助金確定通知書（様式第17号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求及び支払）

第16条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、御坊市老朽危険空家除却事業補助金交付請求書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。
（代理受領）

第17条 補助金交付決定者は、前条第1項の規定による補助金の請求及び当該補助金の受領を、当該補助事業を実施した者に委任する方法により行うことができる。
（交付決定の取り消し等）

第18条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還をさせることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

ア 住宅（鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	床	根太落ちがあるもの	10	100
		根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数カ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁又は界壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	

		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は 軒のたれ下がったもの	25	
		屋根が著しく変形したもの	50	
防火上 又は避 難上の 構造の 程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3 以上であるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設 備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

イ 鉄筋コンクリート造の住宅の不良度の測定基準

評定 区分	評定 項目	評定内容	評点	最高 評点
構造一般 の程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当 な構造でないもの	30	55
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の劣 化又は破 損の程度	床	構造耐力上支障のあるひび割れがあるも の、漏水があるもの等小修理を要するも の	10	80
		たわみ又は変形があるもの、さび汁が目 立つもの、コンクリートの剥離があるも の等中規模の修理を要するもの	15	
		たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露 出しさびがあるもの、コンクリートの剥 離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	基礎、柱、	構造耐力上支障のあるひび割れがあるも	15	

はり又は 耐力壁	の、漏水があるもの等小修理を要するもの		
	変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
	変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
	変形又は不同沈下が著しく、崩壊の危険のあるもの	80	
壁（耐力壁を除く。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
	変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
	変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
外壁	外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15	
	外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10	
	たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	

		たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1 の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

ウ コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の劣化又は破損の程度	床	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
		たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの	40	

		剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	
		変形又は不同沈下が著しく、崩壊の危険のあるもの	80
壁（耐力壁を除く。）		構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10
		変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15
		変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25
外壁		外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15
		外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25
開口部		開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10
		開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15
屋根（小屋組が木造の場合はアの表を適用する。）		構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨漏りのあるもの	10
		たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15
		たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄	25

		筋が露出しさびがあるもの		
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1 の評定項目につき該当評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。